

議案第52号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和7年9月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く。」の右に「次条において同じ。」を加える。

第19条の前の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第21条(見出しを除く。)を次のように改める。

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成13年加西市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年加西市条例第4号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申

出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第 22 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年加西市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「当該職員がその 3 歳に満たない子を養育するため」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する当該職員が」に改め、「勤務時間の」の右に「全部又は」を加える。

第 20 条中「(平成 3 年法律第 110 号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 19 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあ

るのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 2 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 19 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(審議資料)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年10月1日に施行されることに伴い、仕事と育児との両立支援制度を拡充するため、所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）

子を養育するための部分休業制度を拡充し、2種類の取得形態から希望する職員が選択できるようにする。

取得形態	内容
第1号部分休業	<ul style="list-style-type: none">・30分を単位として、1日につき2時間の範囲内で部分休業を取得できる。・現行の部分休業から、勤務時間の始め又は終りに限っていた取得制限を廃止する。
第2号部分休業	<ul style="list-style-type: none">・1時間を単位として、1年につき10日相当（常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）の範囲内で部分休業を取得できる。

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第2条関係）

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立支援制度に関する情報の提供及びその利用に係る意向確認を行うための規定を整備する。

(3) 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第3条関係）

病院事業職員に支給する給与について、部分休業の承認を受け勤務しない場合の減額に関する規定を整備する。